

## ルネ大津皇子が丘自治会会則

### 第 1 条 (名 称 及 び 事 務 所)

本会は ルネ大津皇子が丘自治会と称し、事務所をルネ大津皇子が丘ロイヤルビュー内に置く。

### 第 2 条 (会 員)

本会は ルネ大津皇子が丘ロイヤルビューの住居者をもって組織する。

### 第 3 条 (目 的)

本会は ルネ大津皇子が丘の環境の維持及び改善、会員の融和と親睦・福利増進、行政機関との円滑なる連絡を図ることを目的とする。

### 第 4 条 (活 動 内 容)

本会は 前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) ルネ大津皇子が丘の防火、防犯、防災、治安に関すること。
- (2) ルネ大津皇子が丘の環境・衛生に関すること。
- (3) 会員の融和と親睦、福利増進に関すること。
- (4) 行政機関との連絡及び通達事項の伝達に関すること。
- (5) 地域住民との協力に関すること。
- (6) その他 本会の目的に必要な活動。

### 第 5 条 (組 )

本会運営の便宜上、別表の住戸区分による組を設ける。

### 第 6 条 (組 長)

本会には 組の数の組長を置く。

### 第 7 条 (組 長 の 選 出 方 法)

組長の選出方法は 次の通りとする。

- (1) 組長は 各組で1名ずつ選任する。

### 第 8 条 (組 長 の 任 期)

組長の任期は 1年間(就任の日から次の定期総会終了時まで)とする。

### 第 9 条 (役 員)

本会には 次の役員を置く。また組長会が必要と認めた役員を別途設置できる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 会 計 監 査 1 名

### 第 10 条 (役 員 の 選 出 方 法)

役員を選出方法は 次の通りとする。

- (1) 会長は、本会会員より選出する。
- (2) 副会長の内1名は、会長が本会会員より選任する。
- (3) 会計、会計監査は組長の互選により選出する。
- (4) 副会長の内1名は、前年度の会長が就任する。ただし、会長が再任となった場合の副会長は、1名は組長の中から互選とし、もう1名は第2項に則り会長が組長の中から選任する。

#### 第 11 条 (役員 の 任期)

- (1) 役員 の 任期 は 組長 の 任期 に 準ずる。ただし、再任を妨げない。
- (2) 組長会での指示があれば、役員を解任変更できるものとする。

#### 第 12 条 (組長 及び 役員 の 任務)

- (1) 組長は本会則に基づき、総会、役員会の決議に従って、会員のため忠実にその任務を遂行しなければならない。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその任務を代行する。
- (4) 会計は本会の会計事務を処理し、資産を管理する。
- (5) 会計監査は本会の会計監査を行い、監査結果を総会に報告する。
- (6) 組長は各組を代表し、会務を分担遂行する。
- (7) 組長の遂行した会務に関する責任は、当該組長に故意または重過失ある場合を除いて、本会の会員全員が負う。

#### 第 13 条 (総会)

- (1) 総会は本会の最高機関であり、収支決算、収支予算、会長承認、会則改正、その他重要事項案件を審議・決議する。
- (2) 定期総会は、毎年原則として、4月に会長の招集により開催する。
- (3) 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。但し、会員の4分の1以上の請求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- (4) 会長は総会の議長を務める。
- (5) 総会は会員の過半数の出席（採決の可否を選択できる議決権行使書、もしくは委任状提出者を含む）をもって成立する。
- (6) 総会の議決は出席会員（採決の可否を選択できる議決権行使書、もしくは委任状提出者を含む）の過半数をもって決する。
- (7) 議長は総会の議事内容を提示等により会員に報告する。

#### 第 14 条 (組長会)

- (1) 組長会は必要に応じて会長の招集により開催し、会務の遂行のため時の案件を審議・議決する。
- (2) 組長会は会務の遂行上必要ある場合、収支予算の遂行にあたり、費目間の流用を決定することができる。
- (3) 会長は組長会の議長を務める。
- (4) 組長会の定足数・議決要領は総会に準ずる。

#### 第 15 条 (会費)

- (1) 本会の会費は1戸当たり年900円とする。
- (2) 会費は各組長へ年1回、納入しなければならない。

#### 第 16 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### 第 17 条 (会則の発効)

本会則は設立総会において承認された日に発効する。

#### 第 18 条 (子ども部会)

- (1) 本会は下部組織として、「子ども部会」を設ける。正式名称は「ルネ大津皇子が丘自

治会子ども部会」と称し、略称を「子ども部会」と称する。また、事務所をルネ大津皇子が丘ロイヤルビュー内に置く。

- (2) 子ども部会は、ルネ大津皇子が丘の融和と親睦、及び健全な青少年育成の場を提供することを目的とする。
- (3) 子ども部会は、自治会組長会とは別に不定期に、子ども部会会合を設ける事ができる。
- (4) 本会は、子ども部会の活動を支援すると共に、子ども部会担当者を組長内に2名程度設ける。この担当を「子ども部会担当組長」とする。子ども部会担当組長は、子ども部会と自治会の接点となり、自治会の子供参画型の行事などを子ども部会会長と共に、とりまとめてゆくことを担うものとする。

#### 第19条 (子ども部会構成)

子ども部会には 次の人員を置く。ただし、会計と会計監査に関しては自治会会計にゆだねることも可能とする。子ども部会役員は、自治会組長会への参加も可能とし、発言権を有するものとする。

子ども部会長	1名
子ども部会副会長	1名
子ども部会会計	1名
自治会子ども部会担当組長	2名
子ども部会係り	年間行事にそって担当を配置

但し、役員は会長職も含めて自治会組長会から選任することも積極的に行うものとする。

#### 補 則 (設立総会、初代組長、役員決定、その他)

- (1) 本会の設立総会は、設立世話人であるルネ大津皇子が丘管理組合の理事長がルネ大津皇子が丘の自治会員を招集して開催する。
- (2) 設立総会の議長はルネ大津皇子が丘管理組合の理事長が務める
- (3) 設立総会は自治会員の過半数の出席（同意書提出者を含む）をもって成立する。
- (4) 本会設立の承認等、設立総会の議決は出席会員（同意書提出者を含む）の過半数をもって決する。
- (5) 第7条に係わらず、第1期の組長及び役員に限り、ルネ大津皇子が丘自治会設立準備委員会が選出することに同意する。選出された組長及び役員は、設立総会で決議を経なければならない。
- (6) 本会は設立総会において了承された日に発足する。（平成9年4月20日）
- (7) 本会の会費は、本会発足の翌月から徴収を開始する。
- (8) この会則は平成21年3月22日から適用する。（平成21年3月22日改正）
- (9) この会則は平成22年4月18日から適用する。（平成22年4月18日改正）
- (10) この会則は平成23年4月17日から適用する。（平成23年4月17日改正）
- (11) この会則は平成25年4月21日から適用する。（平成25年4月21日改正）